

(証券コード9416)
2022年3月14日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

株式会社 ビジョン

代表取締役
社長兼CEO 佐野健一

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、3頁に記載の議決権行使のご案内に従って、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午後1時
開始時間が例年と異なり午後1時となりますのでご注意ください。
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス ホールB
（末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご来場ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席頂けます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.vision-net.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記のウェブサイトに掲載させていただきます。

本株主総会へのご出席を検討されている株主様は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、下記ご配慮頂きますようお願い申し上げます。

- ・当日ご出席の際は、体調をお確かめの上、慎重にご判断頂きますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場では、受付でのアルコール消毒、マスクの着用及び検温等へのご協力をお願い申し上げます。ご協力頂けない場合にはご入場をお断りし、ご退場をお願いする場合がございます。
- ・発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染症の感染やその恐れがあると疑われる方については、ご入場をお断りし、ご退場をお願いする場合がございます。
- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席を確保できない場合がございます。そのため満席となった場合は、ご入場を制限させて頂く場合がございます。
- ・当日は、登壇する当社役員及び株主総会運営スタッフにつきましても、マスク等着用にて対応させていただきます。
- ・議事進行を円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも短時間で終了することを予定しております。株主様におかれましては、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

◇議決権行使の方法についてご案内

1. 株主総会にご出席頂く場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名を選任し、代理権を証する書面と本人及び代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年3月30日（水曜日）午後1時

受付は、午後0時30分から開始いたします。

2. 株主総会にご出席頂けない場合

(1) 郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送ください。

※到着までに数日を要しますので、お早めの投函をお願いいたします。

議決権行使期限

2022年3月29日（火曜日）午後6時到着分まで

(2) インターネットによる議決権行使の場合

① 「スマート行使」による方法

同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取り頂き、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

② 議決権行使コード・パスワード入力による方法

議決権行使ウェブサイト▶<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

詳しくは、4頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

議決権行使期限

2022年3月29日（火曜日）午後6時入力完了分まで



3. 議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

- (1) 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きます。

- (2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせて頂きます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせて頂きます。

議案に対し賛否（又は棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱わせて頂きます。

◇インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、「スマート行使」ウェブサイトへアクセスして頂き、画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード及びパスワードのご入力は不要です）。「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせて頂きます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使頂く必要があります。

2. 「議決権行使ウェブサイト（議決権行使コード・パスワード入力）」による方法



<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更して頂く必要があります。

- ・議決権行使コード及びパスワードは、株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行(株)証券代行部（下記）までお問い合わせください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先	上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日(年末年始除く)9:00~21:00)	フリーダイヤル 0120-288-324 (平日(年末年始除く)9:00~17:00)

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

以上

◇インターネットによるライブ配信及び事前質問受付のご案内

本株主総会につきましては、ご来場をお控え頂いた株主様が本株主総会の模様をご視聴頂けるよう、インターネットによるライブ配信(中継)を実施いたします。また、ライブ配信を行うウェブサイトにおいて、事前質問をお受けいたします。ライブ配信並びに事前質問をご利用頂く場合は、7頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時
2022年3月30日(水曜日) 午後1時から
2. アクセス方法

接続先 <https://web.sharely.app/login/vision-21>

<必要事項>株主番号、郵便番号、保有株式数



- ① 上記のURLをご入力頂くか、右図のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、画面表示に従って必要事項を入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※ご不明点に関しましては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

※当日のログイン方法や操作方法についてご不明の場合は、下記窓口までお問い合わせください。

なお、株主総会の議案に対するご質問や、その他株主総会の内容に関するご意見及びご質問にはお答えできかねます。あらかじめご了承ください。

【バーチャル株主総会 Sharely お問い合わせ窓口】

電話番号 03-6416-5286

受付時間 2022年3月30日（水曜日） 午後0時から株主総会終了時まで

※「QRコード」は㈱デンソーウェブの登録商標です。

3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」に従ってログインして頂き、動画配信画面の右下にある「質問する」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

【事前質問受付時間】

2022年3月14日（月曜日）～2022年3月28日（月曜日） 午後6時00分

※受付期間終了後にお送りされたご質問にはお答えできかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合があります。

以上

注意事項

- ・本ライブ配信は株主総会の模様をご視聴頂けますが、当日の決議へご参加頂くことはできません。株主様におかれましては、郵送（書面）又はインターネットによる議決権の事前行使をお願いしたく、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに行使頂きますようお願い申し上げます。
- ・本ライブ配信は株主総会の模様をご視聴頂けますが、当日の質疑応答には対応しておりません。事前質問受付をご利用ください。また事前質問受付から動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、株主総会会場にご出席ください。
- ・当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性がございます。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・当日において、株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴頂く際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び当社役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症対策に加え、ワクチン接種の浸透による感染者数の減少もあり、2021年10月には緊急事態宣言等が解除され、社会経済活動の正常化に向けた動きがみられました。しかしながら、新たな変異株「オミクロン株」の発生及び感染拡大等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループは、引き続き日本国内におけるグローバルWi-Fi事業、情報通信サービス事業に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は18,100百万円（前年同期比8.7%増）、営業利益は1,105百万円（前年同期比963.6%増）、経常利益は1,143百万円（前年同期比401.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は729百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,183百万円）と、いずれも前連結会計年度の実績を上回る結果となりました。

セグメント別の状況

当社グループの報告セグメントは、「グローバルWi-Fi事業」及び「情報通信サービス事業」の計2セグメントとなっております。各区分における概況は以下のとおりです。

「グローバルWi-Fi事業」

コロナ禍におけるテレワークの環境整備を背景とした通信需要が継続し、その他、引越し、入院、出張、自宅回線との併用、各種イベント等の様々なシーンにおける各種利用ニーズに応じてまいりました。

それとともに、国内利用プランのオプションを設けた社内常備型モバイルWi-Fiルーター「グローバルWi-Fi for Biz」、レンタルではない販売モデル「Vision WiMAX」の拡販に努め、世界120ヶ国で利用可能なeSIMサービス「ワールドeSIM」の提供を開始いたしました。

また、空港検疫所が実施している水際対策業務の一部であるアプリ確認業務を一時的に受託し、2021年4月より本格的に実施しております。

更に、ウィズコロナにおいて不可欠なインフラサービスとして、新宿PCRセンター東口店をオープンし、利便性の高いPCR検査サービスの提供を開始いたしました。

これらの取り組みにより、当連結会計年度における売上高は9,070百万円（前年同期比24.6%増）、セグメント利益は1,033百万円（前年同期はセグメント損失90百万円）と前連結会計年度の実績を上回る結果となりました。

「情報通信サービス事業」

当事業においては、ウィズコロナ、アフターコロナ時代に対応し、かつ景気に左右されずに需要が見込める経費削減、業務効率改善、リモートワーク支援に貢献できるサービスを展開しております。

新設法人・ベンチャー企業をターゲットとした川上戦略と、企業の成長ステージに応じたアップセル・クロスセルを軸とし、ストックの増加と高効率な営業活動を推進することで安定性と収益性の向上に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、リモート環境を支援する移動体通信機器の需要が大きく、売れ行きが好調でしたが、電力小売価格の高騰に伴い新電力取次事業における手数料売上が減少いたしました。

更に、将来を見据え、営業コストが一時的に先行するものの長期的に安定した収益基盤となるストック収益及び月額制自社サービスの拡販に努めてまいりました（年間売上総利益10億円到達）。

この結果、売上高は8,804百万円（前年同期比0.0%減）、セグメント利益は1,116百万円（前年同期比26.6%減）となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第20期 (2020年12月期) (前連結会計年度)		第21期 (2021年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比 増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
グローバル W i F i 事業	7,278	43.7	9,070	50.1	1,792	24.6
情報通信 サービス事業	8,806	52.9	8,804	48.6	△1	△0.0
その他	580	3.5	235	1.3	△345	△59.5
調整額	△10	△0.1	△10	△0.1	0	—
合 計	16,654	100.0	18,100	100.0	1,446	8.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は298百万円であります。その主なものは、レンタル用モバイルWi-Fiルーターの取得及びグローバルWi-Fi事業におけるデータベース等のソフトウェアの開発によるものであります。

(3) 対処すべき課題

グローバルWi-Fi事業において対処すべき課題は次のとおりです。

① 販路の拡大及び需要獲得

販売パートナーの開拓及び連携強化

テレワーク、オンライン授業、引っ越し、入院、出張、自宅回線との併用、各種イベント、及びその他通信需要の開拓

② 安定収益の拡大

法人契約、社内常備型「グローバルWi-Fi for Biz」、「Vision WiMAX」

③ 海外渡航回復後の収益最大化

サービスラインナップ拡充、利便性の向上（受渡し方法及び場所拡充）

情報通信サービス事業において対処すべき課題は次のとおりです。

① 外部環境の変化への対応

複数の事業、販売チャネルを活かした柔軟な事業運営（時代及び顧客ニーズの的確な把握とニーズにあった商品・サービスの提供）

② 既存事業の生産性向上

WEBマーケティング、営業、CLT（カスタマー・ロイヤリティ・チーム）、エスカレーション（事業部間連携、顧客紹介）等の当社グループの強みを活かした生産性向上

③ 長期的に安定した収益基盤の構築

ストック収益及び月額制自社サービスの拡販及びサービスラインナップ拡充

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2018年12月期)	第19期 (2019年12月期)	第20期 (2020年12月期)	第21期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	21,503,668	27,318,168	16,654,475	18,100,837
経 常 利 益 (千円)	2,499,685	3,358,939	227,947	1,143,772
親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失) (千円)	1,529,476	2,226,322	△1,183,960	729,129
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	31.40	46.05	△25.07	15.47
総 資 産 (千円)	13,552,015	15,173,575	11,313,034	14,932,162
純 資 産 (千円)	9,803,086	10,905,176	8,769,171	10,122,215
1株当たり純資産 (円)	200.95	226.80	185.79	212.52

(注) 2019年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第18期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2018年12月期)	第19期 (2019年12月期)	第20期 (2020年12月期)	第21期 (当 期) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	20,373,195	25,442,235	15,350,845	16,964,191
経 常 利 益 (千円)	2,244,943	3,046,185	40,822	864,499
当期純利益(純損失△) (千円)	1,403,903	2,041,905	△1,465,119	548,171
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	28.82	42.24	△31.03	11.63
総 資 産 (千円)	12,775,279	14,214,274	10,227,597	12,254,973
純 資 産 (千円)	9,120,377	10,058,682	7,644,334	8,771,289
1株当たり純資産 (円)	186.92	209.16	161.92	184.18

(注) 2019年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第18期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社メンバーズネット	10,000 千円	100 %	情報通信サービス事業
ベストリンク株式会社	10,000	100	グローバルW i F i 事業 情報通信サービス事業
株式会社アルファテックノ	10,000	100	情報通信サービス事業
株式会社BOS	10,000	100	情報通信サービス事業
株式会社ビジョンアド	10,000	60	その他事業 (メディア事業)
株式会社ビジョンデジタルマーケティング	10,000	80	その他事業 (メディア事業)
株式会社あどばる	10,000	50	その他事業 (スペースマネジメント事業)
Vision Mobile Korea Inc. (韓国法人)	300,000,000 KRW	100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile Hawaii Inc. (アメリカ (ハワイ) 法人)	150,000 USD	100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile Hong Kong Limited (香港法人)	300,000 HKD	100	グローバルW i F i 事業
無限全球通移動通信股份有限公司 (台湾法人)	5,000,000 NTD	100	グローバルW i F i 事業
GLOBAL WIFI.COM PTE.LTD. (シンガポール法人)	160,000 SGD	100	グローバルW i F i 事業
GLOBAL WIFI.UK LTD (英国法人)	40,000 GBP	100	グローバルW i F i 事業
VISION VIETNAM ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANY (ベトナム法人)	2,100,000,000 VND	100	I T 事業 (プログラムの作成等)
上海高效通信科技有限公司 (中国 (上海) 法人)	1,700,000 USD	100	グローバルW i F i 事業
Global WiFi France SAS (フランス法人)	220,000 EUR	100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile Italia S.r.l. (イタリア法人)	220,000 EUR	100	グローバルW i F i 事業
VISION MOBILE USA CORP. (アメリカ (カリフォルニア) 法人)	470,000 USD	100	グローバルW i F i 事業
Vision Mobile New Caledonia SAS (ニューカレドニア法人)	1,000,000 CFP	100	グローバルW i F i 事業

(注) 当事業年度末において特定完全子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

事業名	事業内容
グローバルW i f i 事業	世界各国の通信キャリア等から現地の方が利用しているローカルネットワーク（データ通信サービス）を仕入れ、各地域へ渡航される方へモバイルW i f i ルーター等をレンタルし、収益を得るサービスを行っております。
情報通信サービス事業	スタートアップ、ベンチャー企業、及びその他一般企業向けに、各種通信サービスの加入取次、移動体通信機器の販売、O A 機器販売、ホームページ制作等のサービス提供を行っております。

(7) 企業集団の主要拠点等（2021年12月31日現在）

① ビジョングループ



② 国内拠点

本社

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

営業所

札幌、成田、新宿、渋谷、横浜、名古屋、関西（大阪）、福岡、ビジョン・フューチャー・ビジネス・センター（佐賀）、那覇

空港カウンター（委託含む）

成田空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港、伊丹空港（大阪国際空港）、旭川空港、新千歳空港、仙台空港、新潟空港、小松空港、福岡空港、北九州空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、みやこ下地島空港

(8) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

①企業集団の従業員数

	従業員数	前連結会計年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	400名	10名減	35.5歳	7.7年
女性	207名	1名増	31.0歳	4.4年
合計	607名	9名減	34.0歳	6.6年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）は含んでおりません。

②当社の従業員数

	従業員数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	330名	32名減	35.7歳	8.4年
女性	155名	18名減	30.6歳	4.7年
合計	485名	50名減	34.0歳	7.2年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）は含んでおりません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 123,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 49,091,100株 |
| (3) 株主数 | 7,814名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 野 健 一	12,460,900 株	26.18 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,252,000	13.14
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,003,100	10.51
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,798,008	5.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,372,342	4.99
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,579,500	3.32
GOVERNMENT OF NORWAY	1,223,300	2.57
野村信託銀行株式会社（投信口）	850,100	1.79
MSCO CUSTOMER SECURITIES	824,844	1.73
株式会社クレディセゾン	542,400	1.14

- (注) 1. 当社は、当事業年度末において自己株式1,501,590株を保有しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2012年5月1日	2013年2月1日
新株予約権の数	1,711個	2個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式：1,026,600株 新株予約権1個につき：600株	普通株式：1,200株 新株予約権1個につき：600株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	新株予約権1個当たり 102,000円 1株当たり170円	新株予約権1個当たり 102,000円 1株当たり170円
権利行使期間	2014年5月2日から 2022年5月1日まで	2015年2月4日から 2023年2月3日まで
行使の条件	別記1	別記2
取締役 (社外取締役を除く)	保有者数：1名 目的となる株式数： 1,026,600株 新株予約権の数：1,711個	保有者数：1名 目的となる株式数：1,200株 新株予約権の数：2個
監査役	保有者数：一名 目的となる株式数：一株 新株予約権の数：一個	保有者数：一名 目的となる株式数：一株 新株予約権の数：一個

(別記1)

行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、行使することができることについての当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
3. 2014年5月2日あるいは株式が金融商品取引所に上場した日から1年のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
4. その他の行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(別記2)

行使の条件

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、行使することができることについての当社取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
3. 2015年2月4日あるいは株式が金融商品取引所に上場した日から1年のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
4. その他の行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 (2021年12月31日現在)

	第3回新株予約権
発行決議日	2017年11月13日
新株予約権の数	13,340個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式: 4,002,000株 新株予約権1個につき: 300株
新株予約権の払込金額	1個当たり1,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	新株予約権1個当たり258,900円 1株当たり863円
権利行使期間	2019年4月1日から 2025年3月31日まで
行使の条件	別記
割当者数	159名

(別記)

行使の条件

- 新株予約権者は、当社の営業利益が下記に掲げる条件を充たした場合、充たした条件に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下「行使可能割合」という）を乗じた新株予約権を、当該営業利益水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。
 - 2018年12月期の営業利益が21億円を超過し、かつ2019年12月期の営業利益が26億円を超過した場合：行使可能割合 30%
 - 2020年12月期の営業利益が31億円を超過した場合：行使可能割合 30%
 なお、①及び②の両方の条件を充たした場合の行使可能割合は60%とする。
- 上記のいずれかにかかわらず、2018年12月期から2021年12月期のいずれかの事業年度における営業利益が36億円を超過した場合：行使可能割合100%
- 新株予約権者は、2018年12月期から2021年12月期のいずれかの事業年度における営業利益が16億円を下回った場合、既に行使可能となっている新株予約権を除き、新株予約権を行使できない。
- 新株予約権者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役（社外取締役を除く）もしくは、従業員又は当社子会社の従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、当社取締役会が諸般の事情を考慮の上、相続人による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、その相続人は、新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった新株予約権を行使できる。
- 相続人による新株予約権の再度の相続は認めない。
- 新株予約権の行使により当社発行済株式総数がその時点における発行可能株式総数を超過するときは、新株予約権の行使はできない。
- 新株予約権の1個未満の行使は認めない。
- その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野 健一	Vision Mobile Hawaii Inc. Representativedirector and president Vision Mobile Hong Kong Limited 董事長 GLOBAL WIFI.COM PTE. LTD. Representative Director 無限全球通移動通信股份有限公司 董事長 上海高效通信科技有限公司 董事長 Global WiFi France SAS président Vision Mobile Italia S.r.l. Presidente del CdA VISION MOBILE USA CORP. Director and President Vision Mobile New Caledonia SAS président
取締役常務執行役員	中本 新一	管理本部長 Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 上海高效通信科技有限公司 董事 VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President
取締役常務執行役員	大田 健司	営業本部長 Vision Mobile Korea Inc. 理事 Vision Mobile Hawaii Inc. director and vice-president 無限全球通移動通信股份有限公司 董事 ベストリンク株式会社 代表取締役 上海高效通信科技有限公司 董事 Global WiFi France SAS directeur général Vision Mobile Italia S.r.l. Consigliere VISION MOBILE USA CORP. Director Vice-President Vision Mobile New Caledonia SAS directeur général 株式会社アルファータクノ 代表取締役 株式会社BOS 取締役 株式会社ビジョンアド 取締役 株式会社ビジョンデジタルマーケティング 代表取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	内藤真一郎	株式会社ファインドスターグループ 代表取締役 テモナ株式会社 取締役
取締役	原田 静織	株式会社ランドリーム 代表取締役
取締役	那珂 通雅	ボードウォーク・キャピタル株式会社 代表取締役 株式会社アイスタイル 取締役 株式会社ジーニー 取締役 株式会社ベクトル 取締役
常勤監査役	梅原 和彦	—
監査役	茂田井純一	公認会計士 株式会社アカウンティング・アシスト 代表取締役 株式会社ZOZO 監査役 株式会社CARTA HOLDINGS 監査役 gooddaysホールディングス株式会社 取締役 株式会社Geolocation Technology 監査役
監査役	寶角 淳	公認会計士 株式会社ストリーム 代表取締役副社長 株式会社ファーストロジック 監査役
監査役	中島 義則	弁護士 中島義則法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役内藤真一郎氏、原田静織氏及び那珂通雅氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梅原和彦氏、茂田井純一氏、寶角淳氏及び中島義則氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、内藤真一郎氏、原田静織氏、那珂通雅氏、梅原和彦氏、茂田井純一氏、寶角淳氏及び中島義則氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 監査役茂田井純一氏及び寶角淳氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社では、経営の意思決定の業務執行機能を分離し、それぞれの効率・迅速化を図り経営体制を強化するため、執行役員制度を導入しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役がその職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を含む被保険者がその役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されま
す。なお、保険料金は全て当社にて負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の各人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針について2021年1月15日開催の取締役会において決議し、決定しており、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすること及び、社外役員が過半数を占める取締役会の意見を得ることで客観性および透明性を確保するという基本方針のもと、当事業年度における取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、当社の業績や貢献度等を勘案し、取締役会決議による委任に基づき代表取締役が決定しております。

なお、取締役各人の報酬等については、取締役会において決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿ったものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬限度額は、2004年9月15日開催の臨時株主総会にて取締役は年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれない）、監査役は年額2千万円以内とすることが決議されております。なお、当該臨時株主総会終結時の役員の員数は、取締役3名、監査役1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 佐野健一 であり、2004年9月15日開催の臨時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、当社の業績や貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。なお、これらの決定権限を委任した理由は、同氏が創業以来一貫して当社の経営を主導してきた貴重な経験と知見を有することなどから、当社の経営状態を最も熟知し、総合的に役員報酬の決定をできるものと判断したためであります。

④ 業績連動報酬に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 非金銭報酬等の内容

該当事項ありません。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（うち社外取締役）	6名（3名）	30,396千円（13,200千円）
監査役（うち社外監査役）	4名（4名）	16,200千円（16,200千円）
合 計（うち社外役員）	10名（7名）	46,596千円（29,400千円）

（注）取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

②社外役員の当事業年度における活動状況

社外取締役及び社外監査役の当事業年度における活動状況は、次のとおりであります。

		主 な 活 動 状 況
取締役	内藤真一郎	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、主にWEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
取締役	原田 静織	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、主にインバウンドビジネスに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
取締役	那珂 通雅	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回出席し、主に金融業界・グローバルビジネスに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜発言を行っております。
監査役	梅原 和彦	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会14回全てに出席し、金融機関での豊富な経験と高い見識及び企業経営者としての経営に対する幅広い見識から、適宜発言を行うとともに、その他重要な会議についても参画し、常勤監査役として取締役の業務執行を監査しております。
監査役	茂田井純一	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、監査役会14回のうち13回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・知識から、適宜発言を行っております。
監査役	寶角 淳	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会14回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・知識から、適宜発言を行っております。
監査役	中島 義則	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会14回全てに出席し、主に検事・弁護士として培ってきた豊富な経験・知識から、適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,678千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識基準のアドバイザーに係る業務に対しての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

- ①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 取締役及び使用人の業務執行が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、「コンプライアンス規程」を定める。
 - b コンプライアンス活動を徹底させるため、社長を担当役員とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的な取り組みを行う。
 - c 内部監査室を設置し、代表取締役が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに監査役に報告する。
 - d 違反行為や疑義のある行為等を役員及び使用人が直接通報できる手段を確保するものとし、その一つとして役員及び使用人が社外に直接通報できるコンプライアンス通報・相談窓口を設置し運営する。この場合、通報者の承諾がない限り通報者の氏名を開示しない（匿名性の保障）ことと通報者に不利益がないことを確保する。
 - e 取締役会は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 文書管理規程に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - (a) 株主総会議事録及び関連資料
 - (b) 取締役会議事録及び関連資料
 - (c) 経営会議議事録及び関連資料
 - (d) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録及び関連資料
 - (e) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- b 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」及び「文書保存年限表」に基づき適正に保存・管理する。
- c 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ規程」、「情報セキュリティ運営規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
- d 取締役及び監査役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写又は複写することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a リスク管理に関しては、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
- b 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会に対して報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- b 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- c 取締役及び使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a グループ会社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。
- b 内部監査室による内部監査を実施し、適宜、グループ会社の適正な業務執行を監視する。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - a 監査役の業務を補助すべき使用人を置くこと及び置く場合の員数については、監査役と取締役会で協議の上で決定する。
 - b 前項の使用人が監査役の職務を補助する際には、取締役の指示命令を受けないものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - a 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - b 経理部長等は、その職務の内容に応じ、定期的に監査役に対する報告を行う。
 - c 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要な会議に監査役会の指名した監査役が出席する。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、内部監査室及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - a 反社会的勢力とは関係を持たないことをコンプライアンス方針として定めており、毅然とした姿勢で対応する。
 - b 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は法務部を対応部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。
 - c 事業に関わる契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことの確認を行う。
 - d 事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規定」等を契約書面に交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会のほか、リスク管理委員会を開催し、継続的に経営上のリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、管理職者の面談や経営会議などの社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、財務体質の強化と事業拡大のための投資を優先し、更なる企業価値の向上を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社グループを取り巻く事業環境を勘案して、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決議機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,748,958	流動負債	3,880,038
現金及び預金	7,602,426	支払手形及び買掛金	914,551
受取手形及び売掛金	2,183,816	短期借入金	50,000
リース投資資産	15,088	1年内返済長期借入金	89,002
商 品	202,581	リ ー ス 債 務	15,088
貯 蔵 品	5,801	未 払 金	1,425,023
そ の 他	816,422	未 払 法 人 税 等	179,245
貸倒引当金	△77,177	賞 与 引 当 金	306,321
固定資産	4,183,203	短期解約返戻引当金	53,504
有形固定資産	534,664	そ の 他	847,301
建物及び構築物	345,362	固定負債	929,908
機械装置及び運搬具	10,338	長期借入金	733,904
工具、器具及び備品	42,622	リ ー ス 債 務	14,294
レンタル資産	66,590	繰延税金負債	6,822
土 地	35,289	そ の 他	174,887
リース資産	3,306	負債合計	4,809,946
建設仮勘定	31,155	(純資産の部)	
無形固定資産	1,482,527	株 主 資 本	10,067,549
ソフトウェア	150,080	資 本 金	2,387,915
の れ ん	1,332,425	資 本 剰 余 金	2,454,031
そ の 他	21	利 益 剰 余 金	7,088,507
投資その他の資産	2,166,011	自 己 株 式	△1,862,904
投資有価証券	252,428	その他の包括利益累計額	46,101
長期貸付金	319,006	その他有価証券評価差額金	5,109
差入保証金	759,881	為替換算調整勘定	40,991
繰延税金資産	621,201	新株予約権	6,116
リース投資資産	14,294	非支配株主持分	2,447
そ の 他	270,708	純資産合計	10,122,215
貸倒引当金	△71,508	負債・純資産合計	14,932,162
資産合計	14,932,162		

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,100,837
売上原価	9,092,592
売上総利益	9,008,244
販売費及び一般管理費	7,903,207
営業利益	1,105,037
営業外収益	
受取利息	761
受取配当金	4,615
為替差益	26,130
助成金収入	3,954
その他	12,357
	47,819
営業外費用	
支払利息	5
支払手数料	5,953
その他	3,125
	9,083
経常利益	1,143,772
特別利益	
固定資産売却益	649
新株予約権戻入益	14,940
段階取得に係る差益	9,197
	24,787
特別損失	
固定資産除却損	9,334
投資有価証券評価損	27,977
	37,311
税金等調整前当期純利益	1,131,249
法人税、住民税及び事業税	180,526
法人税等調整額	220,004
	400,530
当期純利益	730,718
非支配株主に帰属する当期純利益	1,588
親会社株主に帰属する当期純利益	729,129

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,363,785	2,396,243	6,359,377	△2,416,784	8,702,621
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	24,130	24,130			48,261
親会社株主に帰属する 当期純利益			729,129		729,129
自己株式の取得				△57	△57
株式交付による増加		33,656		553,937	587,594
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	24,130	57,787	729,129	553,880	1,364,928
当期末残高	2,387,915	2,454,031	7,088,507	△1,862,904	10,067,549

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新株予約 権	非支配株 主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッ ジ損益	為替換 算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	47,618	△721	△2,549	44,347	21,344	859	8,769,171
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の 行使)							48,261
親会社株主に帰 属する 当期純利益							729,129
自己株式の取得							△57
株式交付による 増加							587,594
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△42,508	721	43,541	1,753	△15,227	1,588	△11,884
当期変動額合計	△42,508	721	43,541	1,753	△15,227	1,588	1,353,043
当期末残高	5,109	—	40,991	46,101	6,116	2,447	10,122,215

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,818,733	流 動 負 債	3,464,153
現金及び預金	6,101,981	買掛金	854,509
売掛金	1,944,223	リース債務	15,088
リース投資資産	15,088	未払金	1,320,199
商品	196,531	未払費用	80,513
貯蔵品	5,324	未払法人税等	128,221
前渡金	217,259	前受金	174,926
前払費用	119,054	預り金	337,562
その他	272,884	賞与引当金	251,409
貸倒引当金	△53,614	短期解約返戻引当金	43,484
固 定 資 産	3,436,239	その他	258,240
有 形 固 定 資 産	344,331	固 定 負 債	19,530
建築物	209,562	リース債務	14,294
構築物	6,731	その他	5,235
機械及び装置	10,338		
車両運搬具	0	負 債 合 計	3,483,683
工具、器具及び備品	24,973	(純資産の部)	
レンタル資産	26,280	株 主 資 本	8,760,063
土地	35,289	資本金	2,387,915
建設仮勘定	31,155	資本剰余金	2,454,031
無 形 固 定 資 産	132,464	資本準備金	2,205,914
ソフトウェア	132,464	その他資本剰余金	248,116
投 資 そ の 他 の 資 産	2,959,443	利 益 剰 余 金	5,781,020
投資有価証券	213,137	その他利益剰余金	5,781,020
関係会社株式	863,584	固定資産圧縮積立金	40,020
出資金	3,412	繰越利益剰余金	5,741,000
長期貸付金	19,006	自 己 株 式	△1,862,904
関係会社長期貸付金	635,450	評価・換算差額等	5,109
リース投資資産	14,294	その他有価証券評価差額金	5,109
破産更生債権等	17,106	新 株 予 約 権	6,116
長期前払費用	3,780		
繰延税金資産	558,826	純 資 産 合 計	8,771,289
その他	709,696	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,254,973
貸倒引当金	△78,853		
資 産 合 計	12,254,973		

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		16,964,191
売 上 原 価		8,842,208
売 上 総 利 益		8,121,983
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,334,484
営 業 利 益		787,499
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,336	
受 取 配 当 金	4,615	
為 替 差 益	25,132	
業 務 受 託 手 数 料	45,363	
そ の 他	8,408	88,857
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
支 払 手 数 料	5,953	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,342	
そ の 他	2,556	11,857
経 常 利 益		864,499
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	623	
新 株 予 約 権 戻 入 益	14,940	15,563
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8,309	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	27,977	36,287
税 引 前 当 期 純 利 益		843,776
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	84,318	
法 人 税 等 調 整 額	211,286	295,604
当 期 純 利 益		548,171

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,363,785	2,181,783	214,460	2,396,243
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	24,130	24,130		24,130
固定資産圧縮積立金の 取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株式交付による増加			33,656	33,656
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	24,130	24,130	33,656	57,787
当期末残高	2,387,915	2,205,914	248,116	2,454,031

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	固定資産圧 縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	42,303	5,190,546	5,232,849	△2,416,784	7,576,093
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					48,261
固定資産圧縮積立金の 取崩	△2,282	2,282	—		—
当期純利益		548,171	548,171		548,171
自己株式の取得				△57	△57
株式交付による増加				553,937	587,594
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△2,282	550,453	548,171	553,880	1,183,970
当期末残高	40,020	5,741,000	5,781,020	△1,862,904	8,760,063

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	47,618	△721	46,897	21,344	7,644,334
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					48,261
固定資産圧縮積立金の 取崩					—
当期純利益					548,171
自己株式の取得					△57
株式交付による増加					587,594
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△42,508	721	△41,787	△15,227	△57,014
当期変動額合計	△42,508	721	△41,787	△15,227	1,126,955
当期末残高	5,109	—	5,109	6,116	8,771,289

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社ビジョン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 上野 直樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永井 公人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビジョンの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジョン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社ビジョン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 上野 直樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永井 公人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジョンの2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等及び管理責任者等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であるとともに、その運用状況に係る事業報告の記載内容は適切であり、内部統制システムの構築・運用に関する取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社ビジョン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

社外監査役

社外監査役

社外監査役

梅原和彦 ㊟

茂田井純一 ㊟

寶角淳 ㊟

中島義則 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの今後の事業展開に備えるため、事業の目的事項を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～14. <条文省略> <新設> 15. ～47. <条文省略>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～14. <現行どおり> <u>15. グランピング事業</u> 16. ～48. <現行どおり>
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(附則)</p> <p>1 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス ホールB



株主総会会場までの主な交通のご案内

新宿駅南口・西口から徒歩約10分

東京メトロ丸ノ内線西新宿駅から徒歩約10分

都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約5分